

# 契約書

## 第1条（本契約書の趣旨）

1. 特定商取引法に基づき、甲と乙は、必要な事項を定めることとする。
2. 甲及び乙は、本契約書面をよく読み、よく理解したうえで署名捺印すること。
3. 甲及び乙は、権利の行使及び義務の履行に際して信義に従い誠実に行動しなければならない。

## 第2条（役務（権利）の内容、購入が必要な商品がある場合にはその商品名）

1. 乙は甲に対して、塾業務を提供する。
2. 甲と乙は時と必要に応じて、第1項の遂行に必要な教材を購入することとし、乙は甲の求めに応じて教材の内容や価格など重要事項をその都度説明することとする。

## 第3条（役務の対価（権利の販売価格）そのほか支払わなければならない金銭の額）

1. 甲は乙に対して、以下に定める金額を支払う。
  - ① 1回1時間半、月4回の授業の対価として、1か月15,600円
  - ② 上記を超えて授業を行う場合には、追加の授業の対価として1時間当たり2,600円

## 第4条（上記の金銭の支払い時期、方法）

1. 第3条①に定める金銭は、原則として当月の初回授業またはそれ以前までに支払うこととする。
2. 第3条②に定める金額は、その追加の授業を行うことが決まった後、速やかに支払うこととする。
3. 支払方法は、現金一括払いまたは銀行振り込み一括払いとする。

銀行振り込みの振込先情報は以下のとおりとする。

- ・銀行名：広島銀行
- ・支店名：川原石支店
- ・口座種別：普通預金
- ・口座番号：3193701
- ・口座名義：シライアキヒロ

## 第5条（役務の提供期間）

中途解約または強制解約がなされるまで原則として役務提供は継続する。

## 第6条（クーリング・オフに関する事項）

特定商取引法48条に基づき、法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、甲は乙に対して、書面により契約（関連商品※の販売契約を含む）の解除（クーリング・オフ）をすることができる。

なお、平成16年11月11日以降の契約については、乙が、事実と違うことを告げたり威迫したりすることにより、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合には、上記期間を経過していても、甲はクーリング・オフができる（クーリング・オフを行う際には、後々のトラブルをさけるためにも特定記録郵便、書留、内容証明郵便などで行うこと）。

## 第7条（中途解約に関する事項）

1. 甲は、いつでも中途解約をすることができる。
2. 甲が中途解約を行った場合には、すでに支払われた授業料をもって違約金とみなす。
3. 前項の規定にかかわらず、未実施分の授業料が2万円を超過する場合には、乙は甲に未実施分の授業料から2万円を引いた額を返還することとする。

## 第8条（事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名）

- ① 事業者の氏名（名称）：乙に同じ
- ② 住所：乙に同じ
- ③ 電話番号：乙に同じ

## 第9条（契約の締結を担当した者の氏名）

乙に同じ

## 第10条（契約の締結の年月日）

契約書末尾の署名捺印欄において記載された年月日とする。

## 第11条（購入が必要な商品がある場合には、その種類、数量）

1. 契約時または契約後に購入が必要な教材等が生じた場合には、乙は甲に対して適宜その内容や購入方法、価格など重要事項を説明することとする。
2. 教材の性質上乙が甲の代わりに購入する必要があるものの場合にも前項と同様とする。

## 第12条（割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項）

乙は割賦販売を行わないこととする。

## 第13条（前受金の保全措置の有無、その内容）

乙は前受金の保全措置は行わないこととする。

**第 14 条（購入が必要な商品がある場合には、その商品を販売する業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人ならば代表者の氏名）**

1. 購入が必要な商品のうち、塾・家庭教師に専売で教材を販売している主な業者であって、かつ甲と乙が利用する可能性の高い業者の詳細は、以下のとおりである。

**販売業者①**

販売業者：中央教育研究所株式会社

運営責任者：梶浦真平

住所：〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 広島ちゅうぎんビル 3 階

電話番号：082-227-3999

FAX 番号：082-227-4000

メールアドレス：[shop@chuoh-kyouiku.co.jp](mailto:shop@chuoh-kyouiku.co.jp)

URL：<http://www.shop-chuoh.com/>

**販売業者②**

販売業者：教育開発出版株式会社

代表取締役：蔭山 正生

専務取締役：糸井 幸男

常務取締役：三吉 啓司

取締役：石黒 憲

住所：〒168-0073 東京都杉並区下高井戸 1-39-1（本社）

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町 1-3-19（広島営業所）

電話番号：082-501-3553（広島営業所）

FAX 番号：082-501-3552（広島営業所）

URL：<https://www.kyo-kai.co.jp/>

2. その他市販教材の販売業者や塾・家庭教師専売の販売業者との取引が必要になった場合には、甲は乙に適宜詳細を説明することとする。

## 第 15 条 (強制解約)

1. 以下の条件を満たすと社会通念上一般的に認められる場合には、乙は本契約を単独の意思表示によって終了させることができる。

- ① 甲が乙に対して、物理的または著しい精神的暴力を行ったとき（それによって傷害を負ったかどうかは問わない）
- ② 甲が契約の重要部分（料金、中途解約に関する事項を含む。とりわけ第 3 条第 1 項の内容は極めて重要である）に関して、乙な不利な意義を主張したことその他甲の責めに帰すべき事由によって相互の信頼関係が破壊されたとき。
- ③ 甲が月謝の支払い義務を不当に履行しないか、履行しない期間が 1 か月をこえるとき
- ④ 甲の各種試験の状況や、授業態度、その他甲の状況、又は甲に対して乙が行った必要な努力とその経過など諸般の事情を総合的に考慮し、今後の指導の継続が甲又は乙にとって合理的ではないと社会通念上判断されるとき
- ⑤ 乙が健康上その他やむを得ない事由によって、指導の継続が不可能ないし困難になったとき
- ⑥ 乙が甲に対する連絡を試みても、最後に連絡が取れた時から 1 か月以上、一切連絡が取れないとき。

2. 前項の規定によって契約が強制解約される場合において、契約が終了する時期は原則として当月末とする。但し、前項によって生じた事態が重大である場合はこの限りではない。

## 第 16 条 (損害賠償の予定)

教師が前条 1 ①または 1 ③に関する事項で強制解約を行った場合には、乙は甲に対して以下に定める金額の損害賠償を請求できることとする。

前条 1 ①による場合：治療に要した実際の費用か 3 万円のいずれか高いほう

前条 1 ③による場合：月謝相当額に対して年利 20.0%を日割りで適用した金額

## 第 17 条 (管轄裁判所)

甲と乙の間で、契約（附則を締結している場合には、附則に関する事項を含む）に関して紛争が発生した場合には広島地方裁判所呉支部または呉簡易裁判所を第 1 審裁判所とする。

## 第 18 条 (特約：授業予定の変更・キャンセルに関する事項)

1. 甲は乙に対して授業日程の変更を依頼することができるが、乙はこれに対して応じることも、応じないこともできる裁量権を有することを確認する。
2. 予定された授業を甲がキャンセル・遅刻などをした場合においては、その授業は完全に実施されたものとみなす。
3. 追加の授業分をその授業予定日から 3 日より前に変更・キャンセルした場合には、その授業料の支払い義務は生じない。一方で 3 日前以後 (3 日前を含む) に変更・キャンセルし、また当日に遅刻した場合にはたとえその振替がなされなかったり、授業時間が短縮されたりしたとしても当初予定されていた金額を甲は乙に支払う義務があることを確認する。
4. 甲による授業の変更・キャンセル・遅刻などが行われた場合には、契約書第 15 条④に規定する強制解約の考慮材料となること、とりわけ当日に上記の行為が甲の悪意または重大な過失によって生じた場合にはたとえ 1 回であったとしても、即日強制解約すべき権利を乙は有することを確認する。

甲と乙は下記に記載した年月日において、ここに本契約を締結する。

甲及び乙に該当する契約当事者双方は、本契約書及び概要書面のすべての条項について熟読し、かつ完全に理解し合意することを宣誓する。

本契約は甲及び乙の相互利益のために締結されるものであって、万が一紛争が発生した場合には、可能な限り誠実に対応し、相互に禍根を残さないよう努めることもまた宣誓し、下記に署名捺印する。

本契約締結の年月日：令和 年 月 日

契約締結当事者：

甲 生徒氏名

保護者氏名

印

住所

連絡先

乙 白井 昭博 (シライアキヒロ)

印

住所 〒737-0821 広島県呉市三条 1-7-16

連絡先 080-6303-4599 (携帯) 0823-22-0392 (固定)